

(第13章) 講師謝金及び執筆謝金規程

第1条

この規程は、理事及び役員^の諸謝金の支払に関して定める

第2条 役員が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

第3条 報酬及び実費弁償費については、その準備期間や内容等を考慮し、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(付則)

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する